農務関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和６年８月１９日（月）　午後１時３０分から午後２時５分

２　会　場　愛知県自治センター大会議室

３　当番市　新城市

４　出席者　県・・・農業振興課　課長　加藤　大何茂
　　農業振興課　主査　西正　泰崇
　　市・・・名古屋市都市農業課長　深田　照裕始め３６名
　　市長会事務局・・・成瀬博幸係長、武本恵係長

５　内　容

①　開　　会　市長会事務局　武本恵

定刻となりましたので、ただいまより農務関係部課長会議を開会します。本日は業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆様方には、心より御礼申し上げます。私は、進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の武本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、愛知県市長会では１５部門に分けて、各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この農務関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただくといったことを目的として、例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題をお持ち寄りいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それではまず初めに、ご多忙の中ご出席賜りました愛知県の皆様方をご紹介させていただきます。

農業水産局農政部農業振興課　担当課長　加藤大何茂　様。

同じく農業振興課　主査　西正泰崇　様。

それでは、県を代表しまして、農業水産局農政部農業振興課担当課長加藤様よりご挨拶をいただきます。

②　あいさつ　農業振興課　担当課長　加藤大何茂

皆様お疲れ様でございます。農業振興課の担当課長を務めさせていただいております加藤と申します。よろしくお願いをいたします。

皆様方には、日頃から本県農業の推進につきましてご理解、ご協力ありがとうございます。
本県は、農業の産出額が全国で８位という農業県という側面も持ち合わせておりますけれども、全国的に共通な課題ではございますが、担い手の減少とか、高齢化の進行ということが深刻な課題となっておりまして、本県農業が持続的に発展するためには、農地利用の最適化。また、担い手の確保・育成などを推進していき、効率的で生産性の高い農業経営を営む必要がございます。

こうした中、今年の通常国会において、農振地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律が６月に成立をいたしました。法の目的には、農業生産に必要な農用地の確保と、国民に対する食料の安定供給の確保が追加されるとともに、農用地等の確保に対する国、地方公共団体の責務も明記をされております。

まだ具体的な手続き等については、国からのアナウンスがございませんけれども、確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた措置も強化されております。

今後はこれを踏まえた対応も必要になってこようかと思っております。

今の方針の話をさせていただきましたが、農振除外、農用地利用計画の変更案につきましては、市が立案していただき、県が同意を行うというふうに、ここにお集まりの皆様方と県が連携をしながら進めていくべき事務というのも多数ございます。

皆様方におかれましては、今後も農地制度の適切な運用にご尽力賜りますようお願いを申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

③　欠席報告

本日、出席者名簿に変更がありますのでご報告します。

半田市さんが急遽議会対応のため欠席となっております。

④　議長選出　新城市　農業課長　加藤良一

⑤　議　　題

【議題１】農振農用地の土地利用について（提案市：清須市）

清須市には約 100 ヘクタールほどの農振農用地があり、そのうち半分ほどが、今後の開発、区画整理等で減少する見込みである。しかしながら、残された農振農用地の今後の農地利用について、非常に苦慮している。

本来であれば、農振農用地としての活用をしていくべきところではあるが、前年度において、農振農用地にもかかわらず、遊休農地が対前年比で 20%以上増加している。

また、地域計画によって担い手を定めることが可能となれば、こういった課題を

解決していく最良の方法ではないかと考えるが、実は本市において幾つか農振農用地の地区があるが、そのすべてから大分前になるが、開発の請願が出ており、議会でも採択をされている。

こういった現状において、地元の意向を無視して、農業振興に舵を取ることは非常に難しい状況となっている。

そこで、各市の農振農用地について、今回は、植物工場または農業法人のような、農業を振興していく担い手の呼び込みに成功した事例があるかお聞きしたい。

【回答とりまとめ】

(1) 成　　立　　２市
(2) 相談あり　　２市
(3) 事例なし　３３市

【質問】清須市→各市

特にこの自治体の話を聞きたいというのはないが、本市は名古屋市に隣接しており、都市近郊型農業ということで、その中でも農振地域があるという、特殊な例ではあると思う。そこですべてのところから、開発の請願が出ているという状況の中で、もう一つ苦慮しているのが地域計画の策定である。

すべてのところから都市化、開発して欲しいという要請が出ている中で、地域計画は農業を振興していく計画になるので、それをやっていかないといけないというジレンマが非常に大きな問題になっており、そのことについて、もし他の市町で、私どもも同じような苦しみがあるというところがあれば、その現状を伺いたい。

【回答】

なし

【県農業振興課コメント】

全部の市町村のホームページを見たわけではないが、例えば北名古屋市とか新城市、田原市では、遊休農地の写真や面積など、ホームページを使った物件の紹介をしているところもある。

写真つきで見ると非常にわかりやすいので、農地利用の意向がある方については、非常にわかりやすく、よい取り組みである思う。

しかしながら、面積とか耕作状況の写真の情報はあるが、実際にそこで農業をやりたい方については、水利があるのかないのか、地形は傾斜が厳しいのが平たんなのか、そういった条件も付随をして掲載すれば、実際にそこを借りて農業をしたいという方に資する情報になると思う。

【議題２】令和７年度以降の農振と地域計画について（提案市：豊田市）

来年度以降、農振除外を行う際に 2 号要件で地域計画が関係してくるが、豊田市では、年 4 回農振除外の申し出を受け付けており、大体 20 件ぐらいが 1 回であるが、そのたびに担い手を集めて協議をするのは、事務的にも無理があると考えている。

他市はどのような考えか、昨年度、みよし市からも同じような質問が出ているが、地域計画の策定期限が今年度末に控えており、その後、新しい動き等があるか。

【回答とりまとめ】

①　協議の場設置　　５市
②　文書で意見聴取　１７市
③　その他　　１４市

①、②、具体的な意見聴取団体として、ＪＡ、土地改良区、農業委員会、担い手、地域の代表者、愛知県農業改良普及課。

【補足説明】豊明市

議題 2 の回答が抜けていたのでここで発表する。

農振除外を行う場合の対応としては③のその他である。理由は、現在検討中ではあるが、なるべく関係者の負担軽減を図る形で、農地の面積、場所、地域農業への影響を考慮して、意見聴取でいくのか、文書だけでいくか、協議の場を設けるかのどれかで検討したいと考えている。

該当する農振除外の影響を考慮していきたいと担当者は言っている。

【質問】豊田市→常滑市

回答で、基本的には除外を行う予定はないということであったが、もともと農振除外が少ないからなのか、それとも逆に、今回、地域計画策定を機に農用地の保全を強化する。原則除外は認めないという意味合いなのか。

【回答】常滑市

農振除外の件数については、年度によって変動がある。数件というときもあるが 20 件程度というときもある。

地域計画策定を機に、除外を認めないとか保全を強化するという考えは特にはない。回答はあくまで一般論。理想論を書かせていただいた。

当市ではまだ決めていないが、計画区域を決める際に、今後、農地として活用される見込みが著しく低いという農地については区域に含めない予定でいるので、地域計画を策定した時点においては、基本的には除外を行う予定はない。という一般

論を書いたもの。

【質問】豊田市→東海市
　年に 2 回開催している農政協議会を活用していくとの記載があるが、聞いたところによると、年 4 回、農振除外を受け付けているということで、今回、4 回の受け付けの中で、2 回の協議の場ということで、除外の受け付けを減らすとか、何か動きがあるのか。

【回答】東海市
　地域計画に位置付け色塗りがされたところに関しては、農政協議会という既存の協議会があり、それが年 2 回開催ということで、今は 2 回としているが、令和 7 年スタートのときに、どこまで色が塗られているか正直わからない。
　色が塗られてないところについては年 4 回、今まで通りの形で除外をしていきたいと思っているが、色が塗られたところについては、今のところ 2 回でいきたいと考えている。また、今後件数が増えてくれば、既存の協議会なので、開催回数を増やすことはできると考えている。

【質問】岡崎市→東海市
　回答にある学識経験者は具体的にどのような方か。

【回答】東海市
　市内の大学教授に依頼をしている。

【質問】岡崎市→東海市
　教授の専門は何か。

【回答】東海市
　専門までは把握していない。

【県農業振興課コメント】
　6 月 28 日に地域計画の策定に向けた全国説明会が、午前の部、午後の部で開催されたと聞いている。
　そこで今発言のあった質問は、他の県とか市町村からもあったが、書面やホームページなど、簡易な方法で決めるということを、協議の場においてやり方を決めておけばいい。例えば、書面とかホームページを使ったやり方によりできることが示されていると聞いている。

豊明市のように、今後、柔軟にとか場合に応じてとか、地域の実情に応じた開催方法のご検討が大切である。

【議題３】農地関連事務における窓口での過剰な要求事例（提案市：豊田市）

確認の要旨は、資料記載のとおりであるが、他市の窓口でも同じではないかと思っているが、農振が開発のまずとりかかりになるというところで、事業者とか、所有者からの開発圧力が非常に強いということで、窓口に見える方の中には、熱くなられて、暴言、圧力等々、最近話題のカスタマーハラスメントといえるような事例も見受けられる。

私どもの豊田市については、市の南部、知立市とか、刈谷市、岡崎市、安城市と接する部分というのが、三河平野の一部ということもあり、耕作面積が 500 町歩を超える中甲という法人とか、300 町歩を超える若竹といった大規模法人を中心に水稲・麦・大豆生産を中心とした農業が行われている。

とはいうものの、トヨタ自動車のお膝元ということもあり、開発意欲が非常に高い場所で、こうした平野部は、農地を中心にねらわれやすく常に農振、農転の相談がきている。

農振除外や農地転用ができない。基本駄目であるという話をすると、皆さん開発したい人ばかりなので、色々な方が見えるということが、窓口の担当者の大きな負担となっている。

今回、議題を上げたのも、最近ハードな事例があり、法律に基づいていると言っていたが、異議申し出を繰り返すといったことで、愛知県にも迷惑をかけた部分があるが、そういう事例があった。

この事例については、地方創生の提案制度で、三重県が同じ方からずっと受けており、国に提案をされて今回見直しが行われ、その際に豊田市は三重県とも情報共有をしながら対応したということもあり、当市の事例では解決に大きな力となったということがあった。

実際に、私が直接課長として窓口に立つことは少ないのだが、話を聞いていると、どこどこの課長は俺の言うことを聞くだとか、どこどこの市ではこういうのはＯＫだったとか、皆さんも同じような状況にあるとは思う。

実際に窓口に立っている若い担当者は、かなり心理的負担も重く、農振を担当するとなると、かなり外れ感というか、農振か。という、職員の心理的負担が大きい。今のところ当市ではないが、かなり心理的ストレスが大きいということで、最悪休職にでもなってしまうと、職員の身の安全もあるし、また、ただでさえ人手不足というのもあり、せっかく得た法律知識経験というのが失われてしまうと、組織としても大きな課題であると考えている。

豊田市には、不当要求マニュアルというものがあり、全市を挙げて事例の共有を

している。法務部門、人事部門、財産管理・庁舎管理部門と連携をしているのに加えて警察ＯＢ、所轄の豊田警察署、また、顧問弁護士と連携して対応している。
　可能な範囲で連携して、大きな力で対応してくことが重要ではないかと思っており、今回こういう場があるので、同じ事務をしている県内各市と協力して、カスタマーハラスメント対応ができないかということが、今回の質問の意義である。

【回答とりまとめ】
(1)　発生している　１６市
(2)　県・市連携　　２３市
(3)　独自の取組　　１９市

【質問】豊田市→豊明市
　回答の中に「警察署に相談をされた」ということであるが、警察の反応はどのようであったかを伺いたい。

【回答】豊明市
　まず警察署に相談した目的というのは、人権擁護団体と一般的に名乗る方への対応とか心構えというのを、私をはじめとして、当時の職員が直接対応したことがなかったことから、まずこの心構えについて伺った。
　警察の方は、結論が絶対途中でぶれるのはよくないとか、断るときの毅然とした対応、複数対応とか、即答しないというのは当たり前のことではあるが、警察の方から直接そういう話を伺うことで、私を初めとした担当職員も、対応について背中を押されたと思っている。
　また、可能な範囲での相手方の情報提供をしていただき、警察に通報していいと言っていただいたが、そもそもどのような状況であれば通報していいのかということも教えていただいた。
　警察の方が市役所に訪れるときに、何かと気にかけてくださり、事前に電話をするときとか会うときに、事前に連絡をしてくださいと言われたので、たびたび情報交換ができた。
　結果的には、警察まで呼ぶことなく収束していったのだが、その後も継続的に気軽に相談できる体制ができた。

【質問】豊田市→新城市
　マニュアルを作成されているという回答だが、農振関係に特化したものか。それとも、庁内共通の不当要求マニュアルのようなものか。

【回答】新城市
　マニュアルは、農振除外対応に特化したものではなく、庁内共通の不当要求マニュアルである。

【県農業振興課コメント】
　共通の縦のマニュアルではなく横のマニュアルというのが今回の提案と認識しているが、基本的には行政処分、行政指導というのが、農地関係以外の業務でも中心となってくると思う。
　国の法律の基準に基づく行政処分、例えば農地転用許可は、建て付けでいくと行政手続法の対象となる。
　それ以外の法律の基準に基づく行政指導、または、条例に基づく基準に対する行政指導というのは、それぞれほぼすべての市町村で行政手続き条例を作っていると思うが、あくまでも行政指導というのはそれぞれの市町村における、行政手続き条例等に基づいた運用になると思うので、市の中で例えば建設とか、農地とか、共通のマニュアルを作って対応するという建て付けになるのではないか。
　杓子定規でいくと横の繋がりというのは、難しいというような感想を持った。
　2 点目の情報の共有という点について、3 年ぐらい前に尾張農林水産事務所に勤務していた時、お客さんというのは結構決まっている。少なくとも自分が見ている範囲では、全県的に出入りをしているというよりは、皆それぞれ縄張りというか、行政書士とかクレーマーもそうであるが、それぞれ自分の得意とするエリアを持ってきているというイメージがある。
　狭い見識で違っていたら恐縮であるが、情報共有というのは、まずは周りの市町村とするのが一番効果的ではないかと思っている。
今回のえせ同和とかは、時々あまり市町村境を関係なく農業振興課に来たり、いろいろ出入りしているようであるが、基本的には皆が縄張りを守っているようである。

⑥　次年度当番市の決定　東海市

⑦　閉　　会　市長会事務局　武本恵